

白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要

【総 則】

項 目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
1 保育所等の連携 《国の基準に従うべきもの》	保育が適正かつ確実に行われ、また、保育の提供終了後、満3歳以上の児童に対して、必要な保育が提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園、認定こども園を確保する。	第6条	国の基準と同様とします。
2 衛生管理等 《国の基準を参考に定めるもの》	乳幼児の利用する設備、食器等又は飲用に供する水は、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。家庭的保育事業所等において、感染症、食中毒が発生し、蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。など	第14条	国の基準と同様とします。
3 食事の提供 《国の基準に従うべきもの》	家庭的保育事業所等内で調理する。 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。要件を満たした家庭的保育事業者等は、連携する保育所等において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合、連携する保育所等から搬入する方法によることとしても、必要な調理の加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	第15条 第16条	国の基準と同様とします。
4 重要事項の規程 《国の基準を参考に定めるもの》	家庭的保育事業所等の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。	第18条	国の基準と同様とします。

項目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
5 その他の基準 《国の基準を参考に定めるもの》	<ul style="list-style-type: none"> ①非常災害に関すること。 ②虐待等の禁止に関すること。 ③利用乳幼児及び職員の健康診断に関すること。 ④秘密保持に関すること。 ⑤苦情への対応に関すること。 	第7条 第12条 第17条 第20条 第21条	国の基準と同様とします。

【家庭的保育事業】

項目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
1 設備の基準（調理設備を除く。） 《国の基準を参考に定めるもの》	<p>①家庭的保育者の居宅その他の場所での実施</p> <p>②保育を行う専用の部屋を設け、面積は、9.9㎡以上（乳幼児が3人を超える場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積）</p> <p>③同一敷地内の屋外に、遊戯等に適した広さの庭（付近にこれに代わるべき場所を含む。）で、面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上</p> <p>④衛生的な便所など</p>	第22条	国の基準と同様とします。
2 調理設備 《国の基準に従うべきもの》	衛生的な調理設備	第22条	国の基準と同様とします。
3 職員 《国の基準に従うべきもの》	<p>①家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。</p> <p>②家庭的保育者1人が保育できる乳幼児は3人以下とし、市町村が行う研修を終了した者で、家庭的保育者を補助する家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人以下とする。</p>	第23条	国の基準と同様とします。
4 保育時間 《国の基準を参考に定めるもの》	1日につき8時間を原則とする。	第24条	国の基準と同様とします。
5 保育の内容 《国の基準に従うべきもの》	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）第35条に規定する指針に準じ、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供	第25条	国の基準と同様とします。

【小規模保育事業】

項目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
1 設備の基準（調理設備を除く。） 《国の基準を参考に定めるもの》	<p>【小規模保育事業A型+B型+C型】</p> <p>①乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所は、乳児室又はほふく室、便所を設置</p> <p>②乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上</p> <p>③満2歳以上の幼児を利用させるときは、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近の代替地可）、便所を設置</p> <p>【小規模保育事業A型+B型】</p> <p>④保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊技場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。</p> <p>【小規模保育事業C型】</p> <p>⑤保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。など</p>	第28条 第32条 第33条	国の基準と同様とします。
2 調理設備 《国の基準に従うべきもの》	<p>【小規模保育事業A型～C型】</p> <p>調理設備を設けること。</p>	第28条 第1号 第32条 第33条 第1号	国の基準と同様とします。

項 目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
3 職員 《国の基準に従うべきもの》	<p>小規模保育事業A型（定員19人以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ・保育士の数は、乳児につき、おおむね3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児につき、おおむね6人につき1人で、算定した数に1を加えた数以上とする。 <p>小規模保育事業B型（定員19人以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ・保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者の数は、乳児につき、おおむね3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児につき、おおむね6人につき1人で、算定した数に1を加えた数以上とする。 <p>小規模保育事業C型（定員10人以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ・家庭的保育者1人が保有することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者と家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人以下とする。 <p>※A型は保育職員の保育士構成割合が10割 ※B型は保育職員の保育士構成割合が5割以上 ※C型は保育職員の保育士構成割合が5割未満</p>	第29条 第31条 第34条	国の基準と同様とします。

項目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
4 保育時間 《国の基準を参考に定めるもの》	【小規模保育事業A型～C型】 1日につき8時間を原則とする。	第24条	国の基準と同様とします。
5 保育の内容 《国の基準に従うべきもの》	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）第35条に規定する指針に準じ、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提要	第30条 第32条 第36条	国の基準と同様とします。

【居宅訪問型保育事業】

項目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
1 居宅訪問型保育事業 《国の基準に従うべきもの》	<p>＜居宅訪問型保育事業者が提供する保育＞</p> <p>①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>②保育事業者の撤退又は定員の減少等に際し必要な教育・保育等が継続的に提供されるよう、必要な便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>③あっせん又は要請等を受けたにも係わらず、保育が利用できないなどやむを得ない事由により、施設型給付等を受けることが著しく困難であると認められるときにとる措置に対応するために行う保育</p> <p>④母子家庭等（母子及び寡婦福祉法第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育</p> <p>⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</p>	第37条	国の基準と同様とします。
2 設備及び備品 《国の基準を参考に定めるもの》	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	第38条	国の基準と同様とします。
3 職員 《国の基準に従うべきもの》	家庭的保育者1人つき1人	第39条	国の基準と同様とします。

項目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
4 連携施設 《国の基準に従うべきもの》	乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設）その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない	第40条	国の基準と同様とします。

【事業所内保育事業】

項 目	国の示す基準の内容		本市の条例案																										
	主な内容	厚生労働省令条文																											
1 利用定員の設定 《国の基準を参考に定めるもの》	<p>事業所内保育事業者は、下表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（児童福祉法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の定員枠を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="698 670 1321 1233"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人以上25人以下</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人以上50人以下</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人以上60人以下</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人以上70人以下</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table> <p>※その他の乳児又は幼児の数 事業所の従業員の子どものほかに地域の子どもを保育する定員数</p>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上70人以下	20人	71人以上	20人	第42条	国の基準と同様とします。
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																												
1人以上5人以下	1人																												
6人以上7人以下	2人																												
8人以上10人以下	3人																												
11人以上15人以下	4人																												
16人以上20人以下	5人																												
21人以上25人以下	6人																												
26人以上30人以下	7人																												
31人以上40人以下	10人																												
41人以上50人以下	12人																												
51人以上60人以下	15人																												
61人以上70人以下	20人																												
71人以上	20人																												

項目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
2 設備の基準 (利用定員20人以上のもの) 《国の基準を参考に定めるもの》	<p>①乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室(満2歳以上の幼児は保育室又は遊戯室)、医務室(満2歳以上の幼児は屋外遊戯場)、調理室及び便所を設ける。</p> <p>②乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な備品を備える。</p> <p>③乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上</p> <p>④保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上など</p>	第43条	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第85号)を参考に本市では、20人以上の事業所内保育事業所を保育所に準ずる施設として、乳児室の面積を幼児1人につき3.3㎡以上とします。
3 設備の基準 (利用定員19人以下のもの) 《国の基準を参考に定めるもの》	<p>①乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室(満2歳以上の幼児は保育室、遊戯室、遊戯場)、調理設備及び便所を設ける。</p> <p>②乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備える。</p> <p>③乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上</p> <p>④保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上など</p>	第48条	国の基準と同様とします。

項目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
4 職員（利用定員20人以上のもの） 《国の基準に従うべきもの》	①保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ②保育士の数は、乳児につき、おおむね3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児につき、おおむね6人につき1人の合計数以上とする。	第44条	国の基準と同様とします。
5 職員（利用定員19人以下のもの） 《国の基準に従うべきもの》	①保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ②保育従事者の数は、乳児につき、おおむね3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児につき、おおむね6人につき1人で、算定した数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	第47条	国の基準と同様とします。
6 保育時間 《国の基準を参考に定めるもの》	1日につき8時間を原則とする。	第48条	国の基準と同様とします。
7 保育の内容 《国の基準に従うべきもの》	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）第35条に規定する指針に準じ、保育する乳幼児の状況等に応じた保育を提供	第48条	国の基準と同様とします。

※ 厚生労働省令条文は、別添資料を参照ください。